

令和8年2月10日
日本貸金業協会

若年者金融トラブルホットライン終了のお知らせ

成年年齢の引き下げを受け、若年者の金融トラブル相談窓口として運営してまいりました「若年者金融トラブルホットライン」は、令和8年2月10日（火）をもちまして終了いたします。

開設以来、多くのご相談をいただきてまいりましたが、施行から約4年が経過し、一定の役割を果たしたと判断し、窓口の一本化を図ることとなりました。これまでのご利用に厚く御礼申し上げます。

今後の貸金業務に関するご相談につきましては、下記の窓口にて引き続き承ります。

貸金業務に関する相談窓口

ナビダイヤル「0570-051-051」

受付時間：9:00～17:00

（土・日・祝休日・年末年始休業日を除く）

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター